

直監告示第 8 号

令和 5 年 5 月 1 5 日付 直監告示第 7 号により公表した監査の結果について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、直方市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和 5 年 6 月 1 4 日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

教育委員会 文化・スポーツ推進課 定期監査指摘事項措置状況報告

	指摘の内容	監査委員意見	講じた措置	完了（予定）時期
財務事務について	直方市中央公民館及び直方市男女共同参画センターの使用料やコピー代等の収納処理において、利用者からその都度料金を徴収しているが、指定金融機関への納入は、まとめて行っている。	直方市財務規則第 44 条第 1 項に「現金取扱員は、収納した現金を即日現金領収帳及び収納金払込書により指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。」、同条第 2 項に「前項に規定する即日払込みができない場合は、同項の現金を金庫又は施錠できる保管庫を利用する等確実な方法により保管し、翌日（当日が指定金融機関及び収納代理金融機関の休業日であるときは、その翌日）正午までに指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。」、同条第 3 項に「前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項に規定する現金等を即日又は翌日正午までに払い込むことが困難である等、真にやむを得ない事情があるときは、あらかじめ会計管理者の承認を得て、数日分を取りまとめて払い込むことができる。」とある。 「真にやむを得ない事情があるとき」には、規定に基づき、会計管理者の承認を得てまとめて納入することができるが、原則として翌日正午までに納入することが定められていることから、現金保管のリスクを減らすためにも、できるだけ早急に払込みの処理を行うのが望ましい。今後の収納処理について検討されたい。 （直教共第 51 号ほか）	直方市財務規則第 44 条第 3 項の規定に基づき会計管理者の承認を得て、当課の金庫に厳重かつ適切に保管後、数日分まとめて払い込むことに改めます。また現金保管のリスクを減らすためにも、できるだけ早急に払込みます。	R5.6.6